

## 「横浜市における振動・低周波音被害責任裁定申請事件」の裁定

公害等調整委員会の裁定委員会（裁定委員長 加藤和夫）は、「横浜市における振動・低周波音被害責任裁定申請事件」について、本日付けで裁定を行い、裁定書を当事者に送達しましたので、お知らせします。

### 1. 当事者

申請人ら 横浜市の住民（同一世帯の3名）  
被申請人 横浜市

### 2. 主文

本件裁定申請をいずれも棄却する。

### 3. 事案の概要

#### (1) 申請の趣旨

被申請人は、申請人らに対し、合計金5,000万円を支払え。

#### (2) 申請の理由

被申請人の運行する市営地下鉄が申請人らの店舗兼住居の真下を通過して引き起こす振動と低周波音によって、申請人らが自律神経失調症等の健康被害を受けたことを理由として、国家賠償法2条1項に基づき前記の損害賠償を求める。

### 4. 裁定委員会の判断（骨子）

本件地下鉄の列車通過時の測定結果から、本件地下鉄の列車が通行することにより、本件建物内において、振動及び低周波音が発生していたものと認められる。

しかしながら、発生している振動レベルは、最大で47デシベル程度であり、申請人らが振動を感知したとしても、健康影響を及ぼす程度のものとは認め難い。

また、本件建物2階で発生している低周波音圧レベルは、10ヘルツで62～63デシベル程度であり、感覚閾値から20数デシベルも下回り、最小可聴値最低値からも10数デシベル下回っていることから、申請人らが上記の周波数領域の音を感知したと認めることは困難である。また、現時点において、感覚閾値以下の低周波音による健康影響を示す明確な知見がないことに照らすと、上記の周波数領域の低周波音により申請人らが心理的、生理的影響を受けたと認めることはできない。

以上のとおり、本件地下鉄の列車の通過によって本件建物内に発生する振動、低周波音と申請人らの健康不調との間に因果関係を認めることはできない。よって、その余の点を判断するまでもなく、申請人らの申請は理由がない。

### 5. 事件処理の経過

公害等調整委員会は、平成13年12月27日、本件申請を受け付けた後、直ちに裁定委員会を設け、申請人及び参考人の専門を行い、平成15年1月28日の第9回審問期日をもって終結した。

なお、公害等調整委員会では、今般「低周波音の健康影響に係る文献評価調査」を実施し、低周波音の健康影響に関する国内外の医学文献等を検索し、その評価を取りまとめた上、これを本件の証拠とするという徹底した証拠調べを行ったものであり、この点に本件手続の特色がある。

## (参考1) 公害等調整委員会に係属した低周波音関係事件

### 1. 終結した事件

清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件(本年3月11日調停成立)

・病院屋上に設置された空調室外機等から発生する低周波音等による健康被害を主張

・調停委員会として低周波音を含む騒音測定を実施し、その周波数分析の結果から問題となる周波数成分を特定した上、考えられる低減対策を幅広く検討し、必要に応じ実験等で効果を確認することにより、効果的な対策を見出すことに努めた結果、本年3月11日の第3回調停期日において、空調室外機の改修、音の干渉による低減効果を持つ防音壁の設置等の対策の実施について当事者双方の合意が整い、調停が成立。

### 2. 係属中の事件

深川市における低周波音被害責任裁定申請事件

・空冷式冷凍機から発生する低周波音による健康被害を主張

高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件

・冷凍機又は室外機から発生する低周波音による健康被害を主張

## (参考2) 用語解説

### 1. 低周波音

およそ100ヘルツ以下の周波数の音を「低周波音」といい、このうち20ヘルツ以下を「超低周波音」という場合がある。

なお、一般に人が聞くことのできる(可聴域の)音の周波数範囲は、20ヘルツから2万ヘルツとされている。

### 2. 周波数分析

測定した音について、周波数帯域(ヘルツ・Hzで表示)ごとの大きさ(デシベル・dBで表示)を示したもの。環境省の「低周波音測定マニュアル」においては、1/3オクターブバンドによる周波数分析を推奨している。周波数分析を行うことにより、発生源の特定や効果的な対策の検討が可能となる。

### 3. 責任裁定

国の公害紛争処理の専門機関である公害等調整委員会が行う手続の一つであり、3人又は5人の委員からなる裁定委員会が、証拠調べ等所定の手続を経て、公害に関する被害についての損害賠償責任の有無及び賠償すべき損害額について、法律的な判断(裁定)を下すもの。

裁定に不服のある当事者は、裁定書の正本が送達されてから30日以内に当該裁定に係る損害賠償の訴えを提起しないと、当事者間に裁定と同じ内容の合意が成立したものとみなされる。

(連絡先)

公害等調整委員会事務局審査官室

担当: 依田審査官

電話: 3581-9954(直通)

FAX: 3581-9488